

令和4年第2回尾張北部環境組合議会  
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和4年7月27日（水曜日） 午前10時50分から午前11時38分まで

議題

- 1 地域振興策について
  - (1)進捗状況と今後の進め方
  - (2)規約変更について
- 2 江南丹羽環境管理組合の解散による承継団体候補の検討に伴う調整について
- 3 令和4年度組合議会行政視察候補地の選定について
- 4 入札の執行状況と今後のスケジュールについて

その他事項

---

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	鈴木 貢 君
第5番	大藪 豊数 君	第6番	長尾 光春 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	丹羽 孝 君
第9番	江幡満世志 君	第10番	高木 義道 君
第11番	佐藤智恵子 君	第12番	澤田 憲宏 君

---

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	西川 里咲 君	書記	蓑和 峻 君
-----	---------	----	--------

---

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	金川 英樹 君	犬山市経済環境部長	中村 達司 君
犬山市環境課長	小笠原健一 君	江南市経済環境部長	平野 勝庸 君
江南市環境課長	相京 政樹 君	大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君
大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君	扶桑町産業建設部長	村田 武司 君

扶桑町産業環境課長 尾崎 博之 君  
総務課主幹 兼松 昌史 君  
総務課主査 神谷 建寛 君

事務局長 坪内 俊宣 君  
総務課主幹 神林 宏之 君

(午前10時50分 開会)

○議長（倉知敏美君） 皆様には、臨時会に引き続きまして大変お疲れのところ、またまたお集まりをいただきまして本当にありがとうございました。

ただいまから令和4年第2回尾張北部環境組合議会全員協議会を開きます。

本日の議題につきましては、お手元に配付した次第にありますとおりでございます、議題4件でございます。

議員各位におかれましては、臨時会に引き続きまして慎重なるまた御協議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○管理者（澤田和延君） 大変臨時会でお疲れのところ、全員協議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどの臨時会では各議案に対しまして適切なる御議決をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただいま議長さんからお話がございましたように、本日の全員協議会の議題は、地域振興策についてをはじめ4件でございます。いずれも今後の新ごみ処理施設の整備・運営の上で重要な案件でございますので、議員各位から御意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、早速会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

---

### ◎議題1. 地域振興策について

○議長（倉知敏美君） まず議題の1. 地域振興策についての(1)進捗状況と今後の進め方について当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題1の(1)、地域振興策の進捗状況と今後の進め方について御説明いたしますので、資料1をお願いいたします。

地域振興策につきましては、住民、地域住民自らその地域の抱える課題の解決を図り、生活環境の改善に資することを目的としており、各地元区が実施する地域振興事業、例えば地元管

理の公民館の修繕など、また供用期間中、毎年度交付する地元協力金の2本立てになっております。その各地元地区が実施する地域振興事業につきましては、この間各区、あるいは江南市、扶桑町から頂きました見積りなども踏まえ、事業内容と事業費を精査してまいりました。

1 ページの中段の2は、組合から各区へお示しした地域振興事業の上限となる事業費と地元協力金の案であります。この一覧表を作る上では、各区からの要望事業の金額を100万円単位で四捨五入し、万単位で表しておりますが、実際に協定書に掲載する限度額は1,000円単位といたしますので、協定書上の各事業費の総計とこの一覧の事業費は多少前後してまいります。

1 ページの後段の表は、地元協力金を30年間とした場合の試算であります。昨年7月の全員協議会で御説明した後、各区へお示しし、事業実施に向けた協定を締結していただけるよう、この間お願いをしてまいりました。

2 ページをお願いいたします。

3 でございます。その各区との協議の状況でございます。地域振興事業につきましては2区から、地元協力金につきましては3区からまだ理解を得られていない状況で、納得されていない区はその金額そのもの以上に、他の区との比較の中で納得していただけない状況でございます。

2 ページの後段は、今後の進め方の案でございます。このような状況ではございますが、既に御理解していただいている区もあり、各区の事業を少しでも前に進めていくために、御理解していただけた区から順に協定を締結し、令和6年度からの事業実施に向け、詳細を区、組合、市町で協議していきたいと思っております。

3 ページをお願いいたします。

ここからは、区との協定書の案を御説明いたします。これまでも全協で御説明しておりますが、時間も経過しておりますので、改めて御説明をいたします。

この協定は、前文にありますとおり、協定の当事者を組合、地元地区、そして江南市あるいは扶桑町の3者としております。これは、地区からの要望事業が、例えば市の公園整備、町道の整備など地区では実施できないような事業については、組合から市町に事業費を交付し、実際の施行は江南市あるいは扶桑町に行っていただきますことから、協定は3者で締結をいたします。お示ししております案は、江南市の地区の場合の協定案であり、扶桑町の地区との場合は江南市の部分を扶桑町と読み替えていただきますようお願いをいたします。

まず協定の第1条の趣旨でございますが、この協定は組合が施行するごみ処理施設整備・運営事業について、地元地区がこれに同意したことを確認するとともに、区内で抱える課題の解決を図るために、組合、地元地区及び江南市が相互の協力により実施する地域振興策について必要な事項を定めるとしており、この協定が地元地区がごみ処理施設の整備と運営事業に同意

したことも併せて確認するものでございます。

続きまして、第2条の地域振興策の内容といたしましては、地域振興事業として地区が実施する事業を表1、江南市あるいはまた扶桑町が実施する事業を表2に分けて事業名称とそれぞれの限度額を掲げる様式としております。本日お示ししている地域振興事業名は、事業の例示として表示をしたものでございます。

また、先ほどの繰り返しになりますが、各事業の限度額につきましては、区あるいは市町からいただきました見積額を1,000円単位で記載しておりますが、1ページの区ごとの一覧表の地域振興事業費は各事業ごとに100万円未満を四捨五入しておりますので、この1ページの表の事業費とは累計額が若干差が生じてまいります。

(2)は、地域振興事業の実施期間を令和6年度から令和9年度までとすること、またこの事業はごみ処理施設整備・運営事業の施行に伴うものであることから、ただし書として造成工事の着手後からの実施とすとしてしております。

(3)は、地元協力金でございます。金額は、1地区当たり1年度につき50万円あるいは100万円の交付となりますが、その交付期間を供用開始年度から供用終了年度までとしております。なお、供用期間が1年に満たない年度があった場合は、月割りをもって計算するとしております。

4ページをお願いいたします。

(4)は、地域振興事業と地元協力金の使途でございますが、区の御判断で地域振興に資する事業に活用していただきますが、宗教関係への支出については対象外としております。

3は、交付の手續に今後交付要綱を策定、制定してまいります。これを別に管理者が定めるものとしております。

第4条はその他になりますが、疑義が生じた場合などは3者で協議するとしております。

5ページをお願いいたします。

こちらは江南市に交付する地元協力金に係る協定書の案でございます。

第1条は趣旨、第2条は協力金の内容で、組合の所有する土地の固定資産税相当額を供用開始年度から供用終了年度まで交付することとしております。

第3条は、交付の手續については別に管理者が定める。

第4条は、疑義が生じた場合は組合と江南市で協議するとしております。

以上、地域振興策の進捗状況を報告いたしますとともに、今後の進め方の案と協定書の案について、このようなやり方で進めたいと考えて御説明をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で当局の説明が終わりましたが、本件に対しまして何か御意見、御質問等ございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 佐藤議員。

○11番（佐藤智恵子君） 2ページの地元6地区との今の状況でありますけれども、まだそれぞれ江南市、扶桑町のほう、合意に至っていないところがあるんですけど、金額の差異とか、そういうところがあるんですけど、もう少しそもそもの合意に至っていない理由、それぞれの地域のところの理由を1つずつ教えていただきたいと思います。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 資料のほうは2ページの表にございますA区、B区、C区が江南の区で、D、E、Fが扶桑町の区であります。B区については合意に至っていないということで、地域振興事業のかなり要望額が多いということで、組合が設けた目安額を上限の目安額を大きく超えると、さらに組合で増額をしたものの、まだ要望額には達していないというところがございます。ただ、B区さんのほうも無制限に上乘せできると、組合がするというふうには考えていないようで、その範囲内で何ができるかということを探しているというところでありま

す。E区さんにつきましては扶桑町の区でございますが、そもそも区の全体の人口や世帯数が多いということから、区の独自の事業自体も大きな事業になるので、地域振興の上限額もその辺を考えてほしいということをおっしゃっております。また、この地区は地元管理の集会所が6館ございます。バリアフリーなり、耐震化なり、いろんなことをされたいということでございます。そういったこともほかの区にはない事情を考慮してさらなる上乘せ、増額を求めてみえるというところがございます。

その右側の地元協力金につきましては、一律という意見というか、地元建設区以外は一律という意見や一律では駄目だという意見、それぞれここに書いてあるとおりでございますが、ある区はどことこの区と一緒になきゃ駄目だと、さらに同じ町内の中では1番でなきゃいけないとか、いろんな御意見というか要望がある中で、こちらの全ての区の要望を解くような回答がいまだできておらず、合意に至っていないというような状況はそういう原因であります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 佐藤議員。

○11番（佐藤智恵子君） それで、この7月以降、その前に私は扶桑町なのでこの南山名区からも嘆願書みたいなことが出ていると思うんですけど、それに対して地元説明会みたいなことはその後やられたのかどうか、お願いします。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 昨年の6月に南山名区から組合のほうに嘆願書が出て、その後、7月に全協にお示しした額はさらに一千数百万上乗せした形でお示しをしております。嘆願書があったから増額したとかということでストレートに思われると困るんですけど、それも当然踏まえて、承知しての対応を取ってまいりました。嘆願書回答の説明会とか、そういったことは行っておりません。区長さんに随時、これまで説明してきた同じ内容のことを嘆願書でもお尋ねだったことから、繰り返し同じような説明をしてきたと、一貫した説明をしてきたということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 佐藤議員。

○11番（佐藤智恵子君） それで、区長さんとか主立った方には説明はしているけど、全体の住民説明会というのは持っていないということですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 住民説明会自体はやったことないです。役員会、それは建設検討委員会なのか、通常の役員会なのかはあれですけど、役員会ではやりました。ただ、それ以後組合のほうから新しい金額の変更とか内容は、新しい提案がないとボールが返ってきていないという状況なんで、受け取れないというようなところで今至っているところです。今日終わりましたらまた改めて、その区も伺って、区長に今日の全協のお話をして、今後の進め方についてもお話をしてくるつもりでございます。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 佐藤議員。

○11番（佐藤智恵子君） 今言われたように、本当に以前頂いたこの振興費のスケジュールなんかを見ても、本当だったらこの7月、8月で協定書を結ぶというようなスケジュールになっているかと思しますので、本当に丁寧な説明で皆さんが納得いくような説明をしていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 澤田議員。

○12番（澤田憲宏君） 私のほうからも先ほどの地元6地区の地区でまだ合意が取れていないということで、扶桑町のほうでも、先ほど佐藤議員さんもおっしゃってみえた南山名区ですね。こちらの人口・世帯数に対するの考慮だとか、若干去年の7月の頃の振興策の金額とかを見ても若干上乗せはいただいたみたいですけども、これを何とかこの5年度中、この協定をとに

かく結ばないといけないというスケジュールの中では、今月が一つの目安でスケジュール感が書いてあったと思いますけど、今後の進め方への影響というのは、もうちょっと具体的に、今日説明にこの後行かれて、この5年度中にはここまで持っていきたいねというお考えをちょっと教えていただけますか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 協定を結んでいただくようストレートにお願いできるところとそこまでいかないところが当然あります。順調にというか、合意いただいているところは協定を結んで、今後は具体的な施工箇所とか内容、あるいは区が発注の実務とかを区の役員さんがやられたことのない場合は、組合も一緒に相談して悩んで一緒に進めていきたいなあという、そういう作業に入っていきたいと思います。

協定が少し遅れるところにつきましては、それでなしということではございませんので、引き続き協定を結んでいただけるように話し合いを継続していくというところであります。

そういうことを済ませて、全部一緒に進ませられるのが一番いいんですけど、事務的な面を少しでも進めたい、区のほうもまた、合意しているところからすると、1年、2年前にもうオーケーをもらったところもある中で、そういう状況が続いていますので、進められる区については少しでも進めていきたいなあというところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 澤田議員。

○12番（澤田憲宏君） ありがとうございます。

今、物価高騰の影響も結構出てきていると思ひまして、いろいろ見積りを取った時期と今の時期ともう一回同じものでも見積り、いろいろ修繕とかいろいろなものに対して、物価高騰の影響ってかなりあるんじゃないかなと思いますけど、この協定の中では特にそういったことは触れていませんけれども、そういった面の何か一言というのか、ここの中ではどこかありますか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 現在、事務局のほうは一切考えておりません。そこが上限額でございまして、その範囲内でやっていただくか、あるいはこれは今までも出た、区のほうからもあった話ですけど、持ち出して、加算してやるという方法もいいですよというお話はしてあります。物価が上がっているというニュースはよく聞くところでございますが、2市2町で負担できるものが同時に増えてくる、税金が増えるとか、余裕があるというわけではございませんので、この範囲の額で、その額を最大限利用していただいて、活用していただいて、事業を実施していただきたいと今考えております。



(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 澤田議員。

○12番（澤田憲宏君） ありがとうございます。

地元の扶桑町のほうも行政として、多分土木事業のほうとかも絡んで、地区のいろんなことで協力してやっていただければありがたいというふうで私も思っておりますので、扶桑町もいろいろお世話になりますもんで、御協力を一緒にやっていただけるといいかなと思っております。私のほうは以上です。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 長尾議員。

○6番（長尾光春君） それでは、3ページの協定書（案）について1つ確認をさせてください。

2条のところ、表1、表2という形が例示として地域振興事業名という形で入ってはいるんですけど、これに入っている部分というのは初期の整備事業、よく言うイニシャルコストというか初期導入費用みたいなものはこちらで分かるんですけど、その後のランニングコストの部分であったり、修繕の部分というのはこの協定書には一切書かれていないわけでありまして。この部分が逆に地元の方から、整備が組合であったり、市がやったということで認識をしていて、今後の維持修繕等もやってほしいというふうに要望が出てくると困るということから、その部分は地元で対応してほしいという一文をこの協定書に入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。以上です。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 御意見ありがとうございます。

これまでもそういったランニングのほうは、地元協力金を使ってお願いしたいということは常々言ってまいりました。そして、実際に地元協力金を、例えば50万円を全部その年度に使ってしまうのではなくて、公民館を建てたけど、10年後、20年後のリフォームのために基金として少し積み立てたいと、そういう計画を持って計画的にやっていらっしゃるところもございます。要望事業を受けるときには、ランニング、造ったところはいいんですけど、例えば日々の年度の修繕とか、電気代とかいろいろ、一切それは地域振興事業のほうでは見ないですよということできちんとお伝えはしてありますし、事業からも外してあります。改めてその辺は確認しながら誤解のないように、役員さんもどんどん替わっていくもんですから、誤解のないようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいですか。

よろしいですね。

(挙手する者なし)

○議長（倉知敏美君） 御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおり進め  
ていただくこととして、議題1の(1)は終わりましたもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして(1)を終結いたしまして、(2)規約変更についてを当局に説明を  
求めます。

○事務局長（坪内俊宣君） 続きまして、議題1の(2)規約変更について御説明いたしますので、  
資料2をお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、地域振興事業、地元協力金、全ての区からは御理解を得るまで  
に至っておりません。そのような状況でございますが、供用開始までのスケジュールが固まっ  
てまいりましたので、地域振興事業の実施期間を建設工事が本格的に始まる令和6年度から供  
用開始の前の9年度、この4年間としたい考えであります。

その令和6年度の実施となりますと、組合や関係市町での予算編成は5年夏頃から始まる  
ということから、5年10月までにはその負担金の根拠となる支弁方法を組合格約で規定しておく  
べきと考えております。

規約の変更につきましては、最終的には2市2町の議会での議決をお願いすることになりま  
すが、組合議会の御理解を前提に進めてまいりたいと考えております。地域振興に係る支弁方  
法を規約で変更する必要があるということで、本日はその規約の変更案について御説明いたし  
ます。

支弁方法を想定される市町の負担割合につきましては、今年2月の組合議会全員協議会に御  
説明させていただいた内容と同じではありますが、今回は新旧比較の資料を追加した形で改め  
て御説明をいたします。

資料1 ページをお願いします。

1は支弁方法であります。地域振興策の事業費を構成市町にどのように負担していただくか  
であります。

(1)は、地域振興事業の負担割合でございます。この地域振興事業につきましては、ごみ処  
理施設の設置そのものではございませんが、施設の設置に伴い、事業実施区域周辺の環境整備  
の一環として実施するものであることから、組合格約第9条第2項の施設の設置に要する経費  
と同様の負担方法である均等割100分の15、人口割100分の85とする考え方を持っております。

(2)は、地元協力金の負担割合でございますが、この地元協力金につきましては、ごみ処理  
施設の管理そのものではございませんが、施設の円滑な管理運営のために必要な経費であるこ

とから、組合同約第9条第2項第3号に規定する施設の管理に要する経費と同様の負担方法であるごみ投入量割で考えております。なお、供用開始2か年度は、予算編成時に構成市町からの1か年度分の投入量が確定しておりませんので、施設の管理に要する経費と同様人口割としております。

2ページをお願いいたします。

ここは規約の変更新旧比較（案）であります。ただいま御説明した変更内容を規約の新旧比較の形にしたものでございます。この変更案では、規約本文の第9条、組合の経費の支弁の方法の第2項に第3号として地域振興事業の実施に要する経費、ア、均等割100分の15、イ、人口割100分の85を追加しております。

また、第5号として地元協力金の交付に要する経費、当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割を追加しております。

3ページをお願いいたします。

3ページ、附則でございます。

附則では、地元協力金の経費のごみ投入量割について、供用開始時はごみ投入量の実績がございませんので、確定するまでの間は人口割とすると補っております。

この資料2ページ、3ページが規約の変更の新旧比較となります。

4ページをお願いいたします。

3は規約変更のスケジュールでございます。今後のスケジュールとなります。

令和4年7月、本日ですが、組合議会へ説明、4年8月以降に構成市町からそれぞれの議会様に規約変更の案を御説明していただきます。全市町で方向性がつきましたら、組合から愛知県に事前協議をお願いしてまいります。事前協議はおおむね3か月間かかるとされております。その結果と最終の規約変更案を5年7月の組合議会に報告をする予定であります。5年9月には規約変更の議案を各構成市町からそれぞれの議会に上程していただきます。2市2町の全ての議会で御議決をいただけましたら、県に規約変更届を提出してまいります。その後は、令和6年度からの事業実施に向け、組合ばかりでなく、江南市、扶桑町にも事業実施のための予算措置をお願いしてまいります。以上のようなスケジュールを考えております。

地域振興策に係る規約の変更につきましての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたんですが、この件に関しまして何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおり進めていただくこととして、議題1の(2)を終わらせていただいでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして(2)を終結いたします。

---

◎議題2. 江南丹羽環境管理組合の解散による承継団体候補の検討に伴う調整について

○議長（倉知敏美君） 続きます議題の2. 江南丹羽環境管理組合の解散による承継団体候補の検討に伴う調整についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題2. 江南丹羽環境管理組合の解散による承継団体候補の検討に伴う調整についてを説明いたしますので、資料のほうは3をお願いいたします。

令和2年10月29日付で江南丹羽環境管理組合から尾張北部環境組合へ要望書の送付がありました。その要望書の写しは、資料3の2ページ、裏面に掲げております。この要望内容は、江南丹羽環境管理組合の解散後における承継団体候補の具体的な検討を進めるに当たり、検討状況を説明し、当組合の考えを、これは尾張北部の考えを聞きたいとのことでありました。この間、江南丹羽環境管理組合の事務局から解散後の承継に関する考え方などについてお話を伺ってまいりました。しかしながら、当組合を江南丹羽環境管理組合の解散後の承継団体候補とする合理的な理由等を伺うことはできませんでした。したがって、そのことを踏まえた回答を資料3の1ページになりますが、このような回答内容をもって江南丹羽環境管理組合へ回答することを考えております。

資料3の1ページの中段をお願いします。中段の記以下を読ませさせていただきます。

地方公共団体の組合については、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、市の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定が準用されます。

この準用規定によって、一部事務組合が解散した場合の事務の承継については、普通地方公共団体の廃置分合があつた場合の事務承継の規定が準用され、組合を構成する普通地方公共団体が承継するものとされております。ただし、規約で特別の定めをすることで、自治法施行令の規定によらない取扱いも可能ではあります。

この間、貴組合の承継に関する考え方もお聞かせいただきましたが、当組合を承継団体候補とする合理的な理由等を伺うことができませんでした。

したがって、貴組合から想定される承継団体候補の一つに当組合も上げられております

が、その御要望には添いかねますということをお知らせ申し上げますとさせていただきます。

以上のような回答書を江南丹羽環境管理組合に送付する考えでございます。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

この件につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

よろしいですね。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおり進めていただくということとして、議題の2を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題2を終結いたします。

---

### ◎議題3. 令和4年度組合議会行政視察候補地の選定について

○議長（倉知敏美君） 続きまして議題の3. 令和4年度組合議会行政視察候補地の選定についてを説明いただきたいと思っております。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題3、今年度の議会行政視察候補地の選定について御説明いたしますので、資料4をお願いいたします。

行政視察につきましては、毎年7月の議員代表者会議とその後の全員協議会で視察の方向性について御意見をいただき、10月の定例会で議員派遣の件として議決を経て実施をしております。今年度の行政視察につきましても、全員協議会から視察の方向性につきまして御意見をいただきたくお願いするものでございます。

本日は、視察候補案として2案をお示しさせていただいております。

1の実施日につきましては、令和5年、来年1月10日から11日の1泊2日を予定しております。出席者につきましては、議員の方12名、管理者、副管理者、監査委員、担当部長、組合職員の24名を予定しております。

3の視察候補地案をお願いいたします。視察地として次の2案を提案させていただいております。いずれの案も、近年供用開始となりました施設を中心に選定しております。

1つ目の案は、平成28年3月に稼働を開始した熊本市の西部環境工場と、令和3年4月に稼働を開始した熊本県合志市の菊池環境工場でございます。平成28年に熊本地震がありましたが、西部環境工場は供用開始直後に、菊池環境工場は既存施設などの被害を受けており、その際の

影響や実際の対応等について何うことも主な視察の狙いとしております。

2つ目の案は、令和3年10月に稼働を開始した広島県東広島市の広島中央エコパークと、令和4年6月に稼働を開始した兵庫県高砂市のエコクリーンピアはりまでございます。こちらは、どちらも最近稼働した新しい施設でございます。

この事務局からの2案につきましては、2ページ以降にそれぞれの施設の概要を把握していただくため、パンフレットを添付させていただいておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。なお、現時点での視察の受入れ状況ですが、4施設全てにおいて受入れ可能となっております。

4の行政視察地決定までの流れをお願いいたします。

視察が実施される場合、この案件は議員提出議案、議員派遣の件として議会の議決で決定していただく必要がございます。なお、新型コロナウイルス第7波が急拡大しております。新型コロナウイルスの影響等で決定後急遽視察の実施が難しくなることも予想されますが、そのような場合は、議長さん、副議長さんと相談し対応していきたいと考えております。以上のような流れで進めてまいりたいと考えております。

行政視察候補地の選定についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

御説明いただきましたですが、何かこの件、御意見、御質問ございますでしょうか。コロナでどういうふうになるか分かんませんが。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） じゃあ御意見もないようですが、今後この資料等を御確認される中で何か御意見等がございましたら、これは8月中旬までに事務局へ御連絡いただくということとしまして、この議題3を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題3を終結します。

---

#### ◎議題4. 入札の執行状況と今後のスケジュールについて

○議長（倉知敏美君） 続きまして議題4. 入札の執行状況と今後のスケジュールについてを当局に御説明いただきたいと思っております。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、入札の執行状況と今後のスケジュールについて御説明いたしますので、資料5をお願いいたします。

入札のスケジュールにつきましては、令和4年2月の組合議会全員協議会で御説明いたしておりますが、改めて御説明をいたします。

その2月の組合議会におきまして、入札関連の予算をお認めいただきましたので、翌月3月11日に入札の公告を実施しております。この間、入札説明書や要求水準書についての解釈に、入札参加者と組合側との間にそごが生じないよう質問・回答を繰り返したり、また直接面談する対面的対話を実施してきております。現在は、入札参加者が最終的な事業提案の検討の作成の期間であります。ここまでスケジュールどおりに進んでおります。

その事業提案の受付期限は8月24日、その後は要求水準書を全て満たしているかなどの基礎審査に約1か月間を要しますが、基礎審査を通過した入札者に対するヒアリング審査は10月下旬に予定しており、遅くとも11月中旬までには落札者を決定し、速やかに公表を行ってまいりたいと考えております。基本協定、仮契約の締結は12月以降になりますが、その契約関係の議案につきましては、翌5年2月の組合議会に上程させていただく予定でございます。御議決をいただきましたら契約が有効になりますので、令和10年4月の供用開始に向け、落札者には設計、施工に入っていただきます。また、事業者選定委員会による審査公表につきましては、2月の組合議会には提出できるよう進めてまいります。

なお、現在も入札中でございますので、入札参加者数や企業名、提案のあった処理方式などについてはお答えできませんので、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

今御説明いただきましたですが、この件何か御質問、御意見ございますか。よろしいですか。よろしいですね。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおり進めていただくことといたしまして、議題の4、これで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議題4を終結いたします。

---

### ◎その他事項

○議長（倉知敏美君） 議題は以上で終わりましたが、続きましてその他事項ですが、事務局から1件報告があると聞いておりますが、その前に議員の皆さんから何かございましたら御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 大藪議員。

○5番（大藪豊数君） よろしくお願ひします。

私がこの尾張北部環境組合の議員になる前だというふうには伺っているのですが、その経過等も含めての質問になります。何を質問したいかというところ、この議員数と負担額のそごについてちょっとお伺いしたくて、実際に現在その議員数は御覧のとおり3名ずつというふうになっています。ところが、負担額というところ、これはそれぞれに割合が決まっていますというふうになっています。その辺について、なぜ今こういうふうになっているのかというものの説明を私自身は聞いておりませんので、ちょっと事務局のほうにお答えいただければというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 全て組合規約に関することでございますので、それぞれの構成市町の議会の統一した御判断の中で決まってきたと思っております。また、それを変更するとかということについては、組合から発議するということは正式にはできません。あくまでも構成市町、形式的にはですね、先ほど説明しましたけど、そういう案を。発議的には組合からではなく、構成市町から発議があつて、その結果を組合が受け入れるというか、規約が変更されるということでございますので、組合の中で本格的に発議、議論をされるということはないかなと思っております。

ちょっと戻りますけど、どういった経緯だというのは、ちょっといろいろ当時、まだ組合ができていない当時はブロック会議という形だと思います。いろんなところで議論があつて、最終的に議会のほうへ合意できる案が示されて、全会一致だったかどうかはちょっと分かりませんが、議決がそれぞれされて成立しているというところがございます。報酬の件についてもそうでございます。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 大藪議員。

○5番（大藪豊数君） 実際は今、私の理解の中では、議員数は均等割、ざくっと簡単にですよ、負担額は人口割というふうになっているというふうには理解していますが、それでよかったですでしょうか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 議員数割というのは議会費の歳出予算については議員数割、2市2町3人で皆同じだということがございます。それ以外の歳出のほうについては現在、先ほどの均等割と人口割で、100分の15とか100分の85という形で負担金を各市町から頂戴している状況



です。議会費だけですね、議員数割というのは。議会費の予算については、議員定数割という形でございます。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 大薮議員。

○5番（大薮豊数君） ありがとうございます。

それではちょっとお伺いしたいんですけど、江南丹羽環境管理組合議会のほうについては、今現在議員数、負担額はどのようになっていますか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 江南丹羽のことは江南丹羽に聞いていただくのが一番正しいとは思いますが、手元にちょっと江南丹羽の規約がございませんので、不確かなことも言えませんので、申し訳ありません。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 大薮議員。

○5番（大薮豊数君） この間にそごがあつてはいけないというふうに私はちょっと考えておりますので、答えは別に今日じゃなくて結構ですので、次回でもいいですので、ちょっとまた答えのほうだけ用意しておいてください。以上です。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） お答えするというのは、経過と江南丹羽の関係もですか。

○5番（大薮豊数君） はい、そうです。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

○事務局長（坪内俊宣君） 江南丹羽の関係は規約のとおりだと思うんで、すぐ分かると思いますが。

○議長（倉知敏美君） それじゃあ、そのほかはよろしいですか。  
よろしいですね。

(挙手する者なし)

○議長（倉知敏美君） それでは、当局のほうから1点御報告についてお願いしたいと思います。

○事務局長（坪内俊宣君） 時間のない中、大変恐縮ですが、事務局から1件報告をさせていただきます。

資料は6を使います。資料は6をお願いいたします。

去る6月10日、江南市を愛する友の会を名のる団体から1通の投書がありましたので、報告いたします。

宛先は江南市長と組合管理者になっております。団体の連絡先、代表者などは記載されてお

らず、実態があるのか不明であります。投書の中段では、ある企業が入札に参加すると聞きましたと、臆測や当てずっぽうなのかこの辺は分かりかねますが、組合事務局は入札参加者が分かるような情報は一切出していません。今回、組合の非公開情報である入札情報を、これが正しいかどうかは別として、何らかの方法で入手したかのような記述さえございます。通常は事務局で文書を保管する程度の扱いになりますが、今回はこのような投書の事実を組合と情報共有すべきと考え、本日報告するものでございます。

なお、特定の企業が入札に参加しているのか否か、参加していても参加していなくとも、その辺のことはお答えできませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今後も今まで同様、入札に関する情報についてはその取扱いを十分注意して進めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

この件につきましては報告事項でございますので、ただいまの報告にとどめておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは報告にとどめておきますので、よろしく御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議をいただきまして、本当にありがとうございました。当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただきまして、一層の御尽力をお願い申し上げます。そして、コロナ、熱中症と本当に気をつけることばかりでございますが、どうぞ体に気をつけてお元気に毎日をお過ごしいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、澤田管理者。

○管理者（澤田和延君） 本日は臨時会に続きまして全員協議会をお願いし、各案件に対しまして重要な御協議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日議員各位よりいただきました貴重な御意見につきましては、今後の新ごみ処理施設の整備・運営において生かしてまいりたいと考えております。

今後も様々な課題が生じてくるかもしれません。今後とも議員の皆様方と御相談させていただきながら、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、これをもちまして令和4年第2回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午前11時38分 閉会）